

乙川中部土地区画整理事業保留地を 抽せん販売します

【問合わせ】市街地整備課 ☎22-9302

保留地とは

保留地とは、土地区画整理事業地区の土地所有者から、少しずつ土地を出していただくことにより生み出された土地のうち、事業費の一部とするため売却される宅地のことです。

販売方法

一人一画地の申込みとなります。複数の方から申込みがあった画地については、公開抽せんにより、当せん者を決定します。

入札ではなく抽せんで購入者を決定するため、購入に必要な金額が膨らむことはありません。

販売案内書などの配布

保留地販売案内書・抽せん参加申込書などは、市街地整備課で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

市が施行している乙川中部土地区画整理事業区域内の保留地を一般の方々に抽せん販売します。市が売主のため、仲介手数料や建築条件がなく、金融機関から融資を受けることも可能です。ご自身やご家族に住宅建築をお考えの方がいらっしゃいましたら、ぜひご検討ください。

申込方法について —○—

- 申込日時
5月11日(月)～22日(金)
(土・日を除く)

- 申込場所 市街地整備課(市役所3階)

- 申込方法

抽せん参加申込書を記入のうえ、必要書類などを揃えて市街地整備課に直接提出してください。委任状により、代理の方が提出することもできます。

なお、申込みされた方の氏名で契約を行います。当せん後の変更はできませんので、ご注意ください。

抽せんについて —○—

- 日時 5月24日(日) 14時～
- 場所 半田市役所 3階 会議室303・304



—— 利用上のご注意 ——

- ・半田市内在住の方のみ使用できます。
- ・本券の払い戻し、再発行はできません。
- ・本券の転売は禁止します。
- ・コピーやウェブサイトで印刷したものは利用できません。

■利用人数 ☐ 1人 ☐ 2人

■問合わせ 新美南吉記念館 ☎26-4888

—— 利用上のご注意 ——

- ・半田市内在住の方のみ使用できます。
- ・本券の払い戻し、再発行はできません。
- ・本券の転売は禁止します。
- ・コピーやウェブサイトで印刷したものは利用できません。

■利用人数 ☐ 1人 ☐ 2人

■問合わせ 新美南吉記念館 ☎26-4888